

令和6・7年度京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業における「東本願寺・西本願寺エリア」文化芸術作品展示等企画・運営業務委託落札者決定基準

上記の企画・運営委託に係る総合評価競争入札において、入札参加者から提出された各評価項目の評価に当たり、入札価格の評価（以下「価格評価点」という。）及び企画提案に対する評価（以下「技術評価点」という。）の観点で評価する。

落札者の決定に当たっては、最適な事業者を選定するため、「入札価格×1.1」が予定価格の制限の範囲内にある入札者のうち、価格評価点及び技術評価点の合計点（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

1 総合評価の方法

(1) 評価値

評価値の満点を300点とし、その内訳は価格評価点を100点、技術評価点を200点とする。さらに、技術評価点は仕様の適合性等「価格と同等に評価できる項目」の評価を100点、企画提案の創造性や新規性等「価格と同等に評価できない項目」の評価を100点とする。

(2) 価格評価点の評価方法

価格評価点は、予定価格の制限の範囲内にあるものについて、次の計算式による。

$$\text{価格評価点} = (1 - (\text{入札価格} \times 1.1) / \text{予定価格}) \times 100 \text{ 点}$$

[小数点以下切り捨て]

(3) 技術評価点の評価方法

技術評価点は、別表の評価基準に基づいて評価を行い、評価項目ごとに得点を算出する。

(4) 落札者の決定方法

評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、同点の場合は、くじ引きにより決定するものとする。